

個人事業税の概要

□個人事業税とは

個人事業税とは、個人が営んでいる事業のうち、地方税法で定められた事業（法定事業）に対して課税される都道府県税（地方税）です。

個人事業税は、事務所・事業所（事務所等を設けないで事業を行っている場合には、住所・居所のうちその事業と最も関係の深い場所）の所在地の都道府県が課税します。

法人事業税と異なり、事業を営んでいる場合であっても、その事業が法定事業に該当しない場合には、個人事業税は課税されないことになります。

□法定事業と税率

事業税の課税対象とされる法定事業は、第1種事業から第3種事業まで3区分され、現在70業種あります。

- ① 第1種事業…物品販売業、飲食店業、運送業、製造業、不動産貸付業、駐車場業などの37業種
- ② 第2種事業…畜産業、水産業、薪炭製造業の3業種
- ③ 第3種事業…医業、税理士業、弁護士業、コンサルタント業、印刷製版業などの30業種

個人事業税の税率は、第1種事業が5%、第2種事業が4%、第3種事業が5%（あん摩・マッサージその他の医業、装蹄師業は3%）となっています。

□課税標準

個人事業税の課税標準は、所得税の事業所得、不動産所得の所得金額がベースになりますが、事業税には青色申告特別控除の適用はないため、所得税で控除されている場合には、これをプラスしたり、所得税にはない事業税の事業主控除をマイナスしたりして、計算することになります。

なお、事業税の事業主控除は、事業の種類等にかかわらず年額290万円で、営業期間が1年未満の場合には、月割計算をします。

話のタネ

○首相が海外へ出かけるときは政府専用機が使用される。このジャンボジェット機には、首相に同行する記者も同乗することができるが、無料ではない、格安だが料金は払っている。操縦するのは日航やANAのパイロットではない。政府専用機は防衛省の所属なので航空自衛隊のパイロットが当たる。現在二機ある政府専用機は通常新千歳空港に格納されている。



□不動産貸付業・駐車場業の判定

不動産貸付業・駐車場業が事業として行われているか（事業税の課税対象となるか）の判定は、貸付の規模、賃借料収入、管理等の状況などを総合的に判断して行われます。

具体的な認定基準として、不動産貸付業の場合、建物については、一戸建（独立家屋）は棟数が住宅で10棟以上、住宅以外で5棟以上が課税対象となります。一戸建（独立家屋）以外は室数10室以上が課税対象となります。

土地については、住宅用で契約件数10以上または貸付総面積が2000m²以上、住宅用以外で契約件数10以上が課税対象となります。

駐車場業の場合、建築物・機械式等である駐車場は駐車可能台数にかかわらず課税対象となり、それ以外の駐車場は駐車可能台数10台以上が課税対象となります。

□個人事業税の納期

個人事業税は前年の所得に基づいて課税されます。都道府県から送付される納税通知書で納税することになりますが、納期は、原則として8月と11月の2期となっています。

ただし、それぞれの都道府県の条例で定めることになっていますので、これと異なる場合もあります。